

子第213号—2

令和3年4月26日

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

県においては、令和3年4月20日からまん延防止等重点措置が適用され、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び浦安市を重点措置を講じるべき区域(措置区域)として指定し、営業時間の短縮などの協力をお願いしているところです。

このたび、東京都に緊急事態宣言が発令され、飲食店における酒類の提供の制限などが行われることにより、大型連休中において、多くの都民等が本県に流入することが懸念されることから、東京都の措置に対応した対策を行う必要があります。

そこで、感染状況や医療提供体制のひっ迫の状況なども踏まえ、措置区域を拡大し、4月28日から5月11日までの協力要請等について、別添1のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等については、令和3年4月23日付け事務連絡で厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等から別添2のとおり通知がありましたので、同通知を踏まえ適切に対応くださるようお願いいたします。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課 法人指導班

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp

※県からの通知について、電子化に御協力ください。

緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。